通所介護・予防通所介護重要事項説明書
（令和７年４月１日現在）

１　事業者

（１）法人名　　社会福祉法人　旭悠会

（２）法人所在地　千葉県習志野市新栄　１－１０－２

（３）電話番号　　047－476－5122　　ＦＡＸ番号　047－476－5147

（４）代表者氏名　理事長　関本　登

（５）設立年月日　昭和６１年８月

２　事業所の概要

（１）事業所の種類　指定通所介護

事業所番号　　千葉県　第１２７２５００３４７号

※当事業所は特別養護老人ホームリバーパレス流山に併設されています。

（２）事業所の目的

指定通所介護事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所で指定通所介護の提供に当たる者が、要介護又は要支援状態にある利用者に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とします。

（３）事業所の名称　　リバーパレス流山デイサービスセンター

（４）事業所の所在地　千葉県流山市西深井１４２番地

（５）電話番号　　04－7152－2833　　ＦＡＸ番号　04－7152－0642

（６）管理者氏名　　川口　春雄

（７）事業所運営方針　利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

（８）開設年月日　　１９８７年（昭和６２年）８月１日

（９）利用定員　　２５名

（１０）事業所が行っている他の事業

特別養護老人ホーム　短期入所生活　居宅介護支援所

３　事業実施地域及び営業時間

（１）通常事業実施地域　流山市　野田市　柏市

（２）営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝祭日を含む）
特別休日	１月１日・１月２日・１月３日
営業時間	午前８時３０分～午後５時３０分
サービス提供時間	午前９時１５分～午後４時３０分

4　職員の配置状況

当事業所では、利用者対して指定通所介護及び介護予防・日常生活総合事業通所型サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

職種	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	施設長兼務	１名(1)		業務管理等	１名(1)
生活相談員	福祉主事他	２名(2)		生活相談	２名(2)
機能訓練指導員	看護師兼務	０名(0)	２名(0)	機能訓練指導員	２名(0)
事務職員		０名(0)	０名(0)		０名(0)
看護又準看護師		０名(0)	２名(0)	健康チェック等	２名(0)
介護福祉士		１名(0)	２名(0)	入浴、排泄、食事等の介護	３名(0)
１～２級修了者		１名(0)	０名(0)	入浴、排泄、食事等の介護	１名(0)
３級修了者		０名(0)	０名(0)	入浴、排泄、食事等の介護	０名(0)
その他		１名(0)	０名(0)	入浴、排泄、食事等の介護	１名(0)
運転手		０名(0)	３名(3)	介護送迎等	３名(3)

※（　　）内は男性

〈主な職種の勤務体制及び職務内容〉

勤務時間	午前８時３０分～午後５時３０分
管理者	●従業員の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 ●従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 ●利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者への説明を行い、同意を得ます。 ●利用者への通所介護計画を交付します。 ●指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。
生活相談員	●原則として１人以上の生活相談員を配置いたします。 ●利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排泄、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 ●それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施及び目標の達成状況の記録を行います。
看護職員	●サービス提供前後及び提供中の利用者の心身の状況の把握を行います。 ●利用者の静養のための必要な措置を行います。 ●利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医当の指示を受けて、必要な看護を行います。

介護職員	●通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。
機能訓練指導員	●通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。

5　当事業所が提供するサービスと利用料金等

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービス（１）利用料金が介護保険から給付される場合
（２）利用料金全額を利用者に負担いただく場合

（１）介護保険の給付対象となるサービス

〈サービスの概要〉

① 通所介護計画書の作成

・利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的な内容を定めた通所介護計画書を作成します。

・通所介護計画書の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。

・通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画を利用者または家族に交付します。

・それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

② 食事

・食事の準備や介助を行います。ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払いいただきます。

・栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身対の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

・嚥下困難者のためのキザミ食や流動食の提供を行います。

③ 入浴

・入浴場での介助が必要な方への洗身や洗髪の支援を行います。機械浴槽を使用して入浴することもできます。体調等で入浴ができない場合は必要に応じて清拭や部分浴（シャワー浴等）を行います。

④ 排泄

・介助が必要な利用者に対して排せつの介助、おむつ交換を行います。

⑤ 更衣介助

・介助が必要な利用者に対して、上着、下着等の更衣の介助を行います。

⑥ 移動・移乗介助

・介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車椅子への移乗介助を行います。

⑦服薬介助

・介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の手伝い、服用の確認を行います。

⑧ 利用者居宅への送迎

・事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所間の送迎を行います。ただし、道路が狭い、送迎者が入れない等、送迎が困難な場合は車椅子や歩行介助等での送迎を行う場合もあります。

⑨ 機能訓練

・利用者の能力に応じて、食事、入浴、排泄、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。

・利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。

・利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的な知識に基づき、器械、器具等を使用した訓練を行います。

⑩ 創作活動

・利用者の選択に基づき、趣味、趣向に応じた創作活動の場を提供します。

（２） 通所介護従業者の禁止行為

① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療補助行為は除く）

② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除く）

⑤ その他利用者又は家族にたいして行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

要介護・要支援のサービス利用料金表(但し職員体制等により表示金額の変更あり)
〈時短利用の場合は別紙参照〉

【基本料金要介護】

介　護　度	介護報酬額【１日】	利用者負担割合【１日】		
		１割負担	２割負担	３割負担
要介護　1	6,580 円	658 円	1,316 円	1,974 円
要介護　2	7,770 円	777 円	1,554 円	2,331 円

要介護　3	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
要介護　4	10,230 円	1,023 円	2,046 円	3,069 円
要介護　5	11,480 円	1,148 円	2,296 円	3,444 円

① 通所介護入浴介助加算Ⅰ　※１回あたり 400 円
② 通所介護サービス提供体制加算Ⅰ　※１回あたり 220 円
③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）　※所定単位数×9.2%
④ 地域加算　※所定単位数×10.27 円

【基本料金要支援】

要支援度	介護報酬額【１月】	利用者負担割合【１月】		
		１割負担	２割負担	３割負担
要支援　1	17,980 円	1,798 円	3,596 円	5,394 円
要支援　2	36,210 円	3,621 円	7,242 円	10,863 円

① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）　※所定単位数×9.2%
② 通所型独自サービス提供加算Ⅰ1　※月 880 円
③ 通所型独自サービス提供加算Ⅰ2　※月 1760 円
④ 地域加算　※所定単位数×10.27 円

※要介護の方は１日あたりの料金、要支援の方は１ヶ月あたりの料金になります。
※各、処遇改善加算・地域加算は要介護・支援共に１ヶ月の利用金額に対して計算後、金額が決まります。
※上記①～④の加算から一部負担割合【１割、２割、３割】を頂きます。
※利用者がまだ要介護認定を受けられていない場合は、サービス利用料金の全額を保留とさせていただき、認定後まとめてご請求させていただきます。
※その他、特別行事等にかかる費用は自己負担となります。
※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領が出来なくなる場合があります。その場合は介護保険適用とならないサービスの料金で一旦負担していただきます。この場合サービス提供の証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、流山市の高齢者支援課に提出しますと、定められた差額の給付を受けることができます。

介護保険の給付対象とならないサービス
①介護保険給付の支給限度額を超える通所サービスを利用
・介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービスの全額が利用者負担となります。
②食事の提供にかかる費用
・利用者に提供する食事の材料費や調理にかかわる費用です。
１食（１５時おやつも含む）６１０円

（３）利用料金の支払い方法
前記（１）（２）の料金・費用につきましては、１ヵ月ごとに計算した「請求書」を翌月 10 日以降にお届けいたします。利用者は次のいずれかの方法で 25 日までに事業所にお支払いください。
・集金袋(事業所にて作成)にて直接のやりとり
・請求書記載の銀行口座へ振り込み
・利用者銀行口座等からの引き落とし(銀行の種類により時間かかることあり)

（４）利用の中止、変更、追加等
① 利用予定日の前に、利用者の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更、新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は、サービス実施日前日午後５時３０分までに事業所に申し出てください。
② サービス利用の変更・追加のお申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスを提供できない場合は、他の利用可能日時を利用者に定時し協議します。

6　利用に際しての留意事項

留意事項	内　　容
送迎	利用者の都合で時間に遅れた場合送迎サービスが受けられない場合があります。
喫煙	決められた指定の場所にてお願いいたします。
金銭 貴重品の管理	原則として利用者責任において管理いただきます。必要以上の金銭・貴重品の持ち込みはご遠慮ください。
宗教・政治 営業活動	施設内での他の利用者に対する宗教活動、政治活動、営業活動はご遠慮ください。
ペット	ペットの持ち込みは原則禁止です。
食べ物の 持ち込み	持病のある方も多い為食べ物の提供は原則禁止です。ご自身で必要な場合は職員にお尋ねください。

7　サービス提供の記録・心身の状況の把握・居宅介護支援事業者等との連携

（1）サービス提供に関する記録を作成することとし、サービスを提供した日から２年間、その記録は午前１０時から午後３時の間、当施設にて閲覧できます。

（2）指定通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

（3）指定通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。

サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

8　守秘義務及び個人情報の保護

事業所及び全ての職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく第３者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、本契約が終了した後及び、職員退職後も継続します。

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて利用者及びご家族の個人情報を用いません。

9　緊急時の対応方法

利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡いたします。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送などの必要な措置をとります。また、事故発生時には利用者のご家族、市町村に対して連絡を行うなどの必要な措置を行い、賠償すべき事故が発生したときには、速やかに損害賠償を行います。

【緊急連絡先】

氏　名	① ②
住　所	① ② ／利用者と同居
電話番号	① ②
携帯番号	① ②
続　柄	① ②

【主治医】

かかりつけ病院	
主治医名	
病院住所	
病院電話番号	

１０　非常災害対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施いたします。

防災計画作成	防火管理者
防火管理者	川口　春雄
防災訓練	年に２回実施いたします。
防災設備	自動火災通報装置、非常時通報装置、消火栓、スプリンクラ―等、設置

１１　高齢者虐待の防止

利用者の人権養護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐待防止に関する責任者を選定しています。「管理者　川口　春雄」
（２）研修などを通じて、全ての職員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
（３）個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
（４）職員が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員利用者などの権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

１２　身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷

他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の（１）～（３）の要件を全て満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体拘束を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、５年間保存いたします。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

（１）切迫性・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

（２）非代替性・身体拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

（３）一時性・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体拘束等を解く場合。

１３　衛生管理等

（１）指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

（２）必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

（３）事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１４　業務継続計画の策定等について

（１）感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

（２）従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

（３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１５　実習生の受け入れ

これからの福祉・医療を担う優秀な人材を育成するために、ヘルパーや看護師などの育成・教育機関からの実習生を受け入れることがあります。

１６　苦情の受付

（１）当事業所における苦情の受付

苦情受付窓口　石山　滋　　中川　大和

所在地　　流山市西深井１４２番地

連絡先　　電話　04-7152-2833　fax　04-7152-0642

受付時間　　月曜日～土曜日　午前９時３０分～午後４時３０分

（２）苦情処理の体制及び手順

苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討し、当面及び今後の対応を決定いたします。対応内容に基づき、必要に応じて関係機関への連絡調整を行うとともに利用者へ対応方法を含めた結果報告を行います。

（３）行政期間その他苦情受付期間

① リバーパレス流山デイサービスセンター（月～土の８：00～17：30）
電話番号〈代表〉04－7152－1211　〈直通〉04－7152－2833

② 流山市保険福祉部　介護支援課（月～金の祝日除く８：30～17：00）
電話番号〈代表〉04－7158－1111　〈直通〉04－7150－6531

③ 千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課
電話番号　043－254－7428

④ 苦情処理第三者委員　氏名　今村　信子　電話番号　047－477－3376
住所　千葉県習志野市東習志野　８－２６－２

⑤ 苦情処理第三者委員　氏名　國井　洋一　電話番号　047－465－5561
住所　千葉県船橋市飯山満町　２－３９４－１０

１７　第三者評価

第三者評価の実施の有無　　有　・　無　　年　　月　　日

上記の内容について、指定通所サービス・予防通所サービス事業の人員、設備及び運営に関する条例に基づき利用者に説明を行いました。

事業者　社会福祉法人　旭悠会

事業所　　リバーパレス流山デイサービスセンター

住所　　千葉県流山市西深井１４２番地

代表者　　川口　春雄

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護・予防通所介護についての重要な事項の説明を受けました。

令和　　年　　月　　日

利用者　住　　所
　　氏　　名　　㊞

代理人　住　　所
　　氏　　名　　㊞